

## 第3回 出水市景観計画策定委員会 議事概要

### 1. 委員会の協議事項

- (1) 第2回出水市景観計画策定委員会での主な意見と対応方針
- (2) 行為の制限（届出制度）について
- (3) 景観形成重点区域について
- (4) 景観条例の骨子について

### 2. 議事概要

発言者	内 容
事務局	<p>(1) 第2回出水市景観計画策定委員会での主な意見と対応方針</p> <p>① 前回委員会での意見と対応方針の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なし</li> </ul> <p>② 「6. 市民広報等について」 広報活動の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1) 広報活動は既に実施しており、2) パブリックコメント、3) 景観フォーラム、4) 景観まちづくり講座、6) 自治会長や関連事業者等を対象とした説明会については次年度実施する予定</li> <li>・ 5) 景観に関する絵画や写真の市民コンテスト、7) 子どもを対象としたワークショップについては、景観計画策定後も含め教育機関と連携して実施できればと考えている</li> <li>・ 関連事業者や地元への説明を景観フォーラムと合わせて実施したい。第4回委員会を次年度5月ごろ開催し、パブコメや説明会に付ける素案の同意を得たい</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3月に2回鹿児島県内でフォーラムがあるので、参加者を募りたい</li> <li>・ 制約等を受ける可能性のある重点区域の市民など、ある程度広報する住民を絞り込んだほうがよいのではないか</li> </ul>
事務局	<p>③ 出水市景観計画策定の今後の進め方についての説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ G) まちづくり講座等における委員による景観計画案の説明、H) 委員主催による地元説明会の開催、I) 委員や地元市民団体等による景観まちづくり講座の運営については、委員の負担が重くなるが、実施する際は事務局が全面的に支援するので、可能であれば取り組んでいただきたい</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地を知らずして机の上で議論しても限りがあるので、C) 景観資源がある場所での委員会開催は実施すべきである</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C) 景観資源がある場所での委員会開催とF) 素案の現地確認を同時に実行してはどうか</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の委員会では現地視察、現地での委員会開催を検討する</li> <li>・ 視察地点、開催地等は事務局に一任する</li> </ul>

発言者	内 容
	<p><b>(2) 行為の制限（届出制度）について</b></p> <p>(1) 届出制度とは</p> <p>(2) 出水市における届出制度の必要性について (適宜質問に回答、以下重要な意見を抜粋)</p> <p>委員 ・ 届出制度は景観計画に盛り込まないといけないのか？また、その内容はこの委員会で出さないといけないのか？</p> <p>事務局 ・ 届出制度は必須事項であり、この委員会で議論して案を検討し、パブコメ等の意見を反映させていく</p> <p>委員 ・ 届出制度は緩やかな制度であり、産業の発展や生活が阻害されることはない</p> <p>委員 ・ 海から山への連なる出水の景観を保全するため市全域を届出対象とすることが重要</p> <p>委員 ・ 違反建築物に対する中止命令等の厳しい措置もある届出制度の内容を委員会で決めることになるため、委員会の役割は重要である</p> <p><b>(3) 届出制度の仕組み</b></p> <p>委員 ・ 厳しい制度という意見と緩やかな制度という意見があるが、具体的にどのような仕組みか？</p> <p>委員 ・ 申請した内容と異なった場合は、景観法という法律に則って解決することができる</p> <p>委員 ・ ただし、他の法令との兼ね合い・罰則等については、法律の専門家をアドバイザーとして招き、勉強会を実施するなどの対応も必要と思われる</p> <p>委員 ・ 荒崎展望台からの不知火海を望む雄大な景色は、ぜひ守りたい。高さや色などの制限が重要ではないか</p> <p><b>(4) 届出制度で定める事項の検討</b></p> <p>委員 ・ どういう景観を維持・継続したいかが重要である</p> <p>委員 ・ 出水のまちづくりを景観という切り口でどうするか、理念の骨格を持つ必要がある</p> <p><b>●検討事項① 行為の選択</b></p> <p>委員 ・ 景観に与える影響が大きい土地の形質の変化、水面の埋め立ては過去5年間申請がなくとも、追加したほうが良いのではないか</p> <p>委員 ・ 鹿児島県内でも過去 10～15 年でこれら行為により景観が大きく変貌したところもある</p> <p>委員 ・ 道路や河川改修等の公共事業においても、景観形成基準の有無は影響がある</p> <p>委員 ・ 他の法律との関連を含めて考える必要がある</p> <p>委員 ・ 過去実績が少ない項目であれば、届出制度に追加した場合でも制度の運用に支障はないので、追加したほうが良いのでは</p> <p>委員 ・ 土地の形質の変化、水面の埋め立ては、広い意味で自然を開発する行為に含まれ、建物の建設がなくとも景観に影響を与えることがあるため、追加したほうが良いのでは</p> <p>委員 ・ シラスの採取により土地の形が変貌した様子は、景観上良くない</p> <p>委員 ・ 夜のデザインという意味で照明も追加したほうが良いのでは</p>

発言者	内 容
委員 委員 委員	<p>●検討事項② 届出対象の規模（建築物・工作物・開発行為）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法と比較すると、景観計画の対象規模や基準等は厳しいものではない</li> <li>・建築、工作、開発行為の届け出規模について、案2（中規模な行為）に賛成である</li> <li>・案1の厳しい制限は市民が受け入れるのは難しい。また案3の大規模なものだけでは景観形成への寄与が少ない。また、案2の件数は、十分チェック可能な量と考える</li> <li>・鹿児島市では、相談件数が1700件を超えている。出水市でも全部を対象とするのは大変であり、現実的な面も考え中庸な規模にするというのは、運営上も良いのでは</li> </ul>
委員 委員 委員	<p>●検討事項③ 制限の根拠となる基準（建築物・工作物・開発行為）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝建並みの案1は地元にとって不利益な点もある。案2程度の基準とし、重点区域だけでなく、他の市民も景観形成に対する役割を分担するほうがよい</li> <li>・空間という概念も景観に与える影響が大きい。道路の脇からすぐ家が建つのはどうか</li> <li>・空間の位置については、由布市の事例も踏まえて景観形成に与える影響が大きいので追加すべきである</li> <li>・色彩については、企業カラーと異なるという点は問題になるかもしれない。ただし、色彩に配慮することで企業イメージ向上に繋がる場合も増えつつある</li> <li>・都市計画法の用途地域等を踏まえ、エリアや規模を建築基準法と連動して設定すれば問題は少ない</li> <li>・主観に負うところが多い色彩についてのみ、赤、黄等制限対象にすればよい</li> </ul>
委員 委員	<p>追加 届出制度の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の新幹線や西回り自動車道の開通により、状況が大きく変化することが考えられる。その際、届出基準を見直すことは可能か？</li> <li>・地域の実情に合わせて柔軟に見直しは可能であるが、変更するのはどのような条件が想定しておくことが重要である。</li> <li>・将来像、基本となる考え、それに基づく風景の有り方を計画に盛り込み、それを尊重することが重要である</li> </ul>

発言者	内 容
委員 事務局 委員 委員 委員 委員 委員 委員 委員 委員 委員	<p><b>(3) 景観形成重点区域について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的には、市民へのアンケート等を参考に重点区域を設定している。また、薩摩川内市は、景観啓発地区の指定などによるステップアップ形式をとっている</li> <li>・どの候補も重要であるが、2地区程度を最重要地区として抽出し、次年度検討していきたい</li> <li>・過去検討してきた経緯、観光資源として活用し交流人口を増やすという視点から、出水麓と商店街を推したい。ただし地元の合意が必要である</li> <li>・アンケート結果や、出水麓街並み保存会が指定管理者として竹添邸等を管理することになっていることなどを踏まえ、重点区域として出水麓・商店街を推薦したい</li> <li>・アンケートでの順位は低いが、将来像及びこの計画で不足しがちな農村景観や海辺の景観の保全という視点から、ツルの飛来地を推薦したい</li> <li>・杉本委員、北御門委員に概ね賛成である。出水麓地区では、歴史まちづくり法の活用を考えるなど、多様な手段の活用が考えられる</li> <li>・景観法自体で何か事業をできるわけではないが、景観法に基づいて景観重要建造物や景観重要樹木を指定することにより、国の景観形成推進事業を活用することができる</li> <li>・野田には史跡として亀井山城跡もある。また野田駅周辺の美化活動、県道整備等により景観がよくなりつつあり、出水麓、ツル飛来地の次に取り組むことができるとよい</li> <li>・ツル飛来地に含まれる高尾野川河口付近は、河川・海岸の風景としても重要である</li> <li>・高尾野地区で開かれる中の市の景観、高尾野地区北部の植木の景観も保全したい</li> <li>・高尾野地区の北にある植木の風景は重要であり、エリアを広げてはどうか</li> <li>・合併による地域バランスを考えると、旧高尾野町でも景観に関する取り組みがあるほうがよい。中でも高尾野地区の中の市の景観は、無形の文化財としても貴重である</li> <li>・西回りのルートや用途地域を位置図に入れて欲しい</li> <li>・市民を巻き込むという点では、総てを重点地区としたほうが良い</li> <li>・出水麓地区の範囲は広瀬橋まで広げ、橋からの景観を入れることで、河川沿いの景観を入れることができる</li> </ul>
委員 事務局	<p><b>(4) 景観条例の骨子について【5分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例文まで策定委員会で作成する必要があるのか</li> <li>・条例で担保しておきたい内容を委員会でチェックし、文章は法令担当と事務局で検討する</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次回委員会は5月中旬、パブコメにかける素案を検討する</li> <li>・3/1 にさつま町で景観セミナーが開催される。時間のある方はぜひ参加して欲しい</li> </ul>